よる差止請求訴訟)

員規約でこのような文言を目にした ト通販や様々な契約の利用規約、 返金いたしません。」みなさんは、ネッ ん。」「当社は一切責任を負いません。」 「当社は、一切損害を賠償しませ いかなる理由があろうとも

か? 当に責任を負わなくていいのでしょう これらの文言が書いてあれば、本 ことはありませんか?

答えはNOです。

めています。 部免責する規定は無効であるとさだ 不法行為に基づく損害賠償義務を全 項において、事業者の債務不履行や 契約(事業者と消費者の契約)の条 消費者契約法8条1項は、 消費者

ばなりません。法律上無効であると で無効と認められないというのはおか さだめられているのに、損害がでるま 利が侵害されたという損害がなけれ 張するためには、 約条項が無効であることを裁判で主 しいですよね。 ただし、 事業者の利用している規 ご自身に個別に権

このようなときのために、 消費者

> 差止請求訴訟は、我が国の訴訟制度 全国に約30存在する「適格消費者団 れている団体が存在します。それが、 差止を裁判上請求する権利を認めら の条項を使用した契約や勧誘行為の 被害を防止する観点から、 体」です。「適格消費者団体」 事前にそ

ディー 訴した差止請求訴訟の判決とその意 費者被害をなくす会」が、 義をご紹介したいと思います。 といいます)に対して訴訟提起し、勝 適格消費者団体「NPO法人埼玉消 ・エヌ・エー(以下、

(1)DeNAが使用していた条項

- 償しません」。 害が生じても当社は一切損害を賠
- 号に該当した場合、 1項「モバゲ 会員が以下の 当社は、 当 社 各

による

の中でも特別な制度です。 今回は、 私が副理事長をつとめる 「DeNA」 株式会社

会

事案の概要

サイトの利用規約の中で、 DeNAは、モバゲーというゲー

- ・7条3項「当社の措置により損
- いう条項では という条項を使用していました。 この条項の前提となる7条1項と
- を認めないこと、又は、モバゲーの定める期間、本サービスの利用 モバゲ

場合も当社が受領した料金を返還 しません。 できるものとします。ただし、この 会員の会員資格を取り消すことが

- a登録個人情報に虚偽・不正・重 複した会員登録 (※概要)
- **b**本サービスを利用せずに1年以 上が経過した場合
- d本規約及び個別規約に違反した c他のモバゲー会員に不当に迷惑 場合 をかけたと当社が判断した場合
- eその他、モバゲー 適切であると当社が判断した場 会員として不

と規定されていました。

とになります(7条3項)。 害は、一切賠償しなくていいというこ き (7条1項)、 には、会員資格を取り消すことがで として不適切であると判断した場合 DeNAが、自分の判断で、 が、c号・e号です。この条項からは、 したことによって消費者に生じた損 この中で、 一会員に迷惑を掛けたとか、会員 特に問題と思われるの 会員資格を取り消 他のモバ

に、返金対応も一切されなかったとい たてに具体的理由も説明されな 問い合わせをしたところ、 た消費者がその理由がわからないの 実際にも、 会員資格を取り消され この条項を

(2) 訴訟の提起

後、 条項を用いていましたが、 しました。DeNAは、他にも同様の項で無効だということで訴訟を提起 者の損害賠償責任を全部免責する条なくす会は、この7条3項が事業 けは変更しないで裁判で争ってきまし た。しかし、この7条3項の条項だ それらの条項は自ら変更しまし 訴訟提起

(3)DeNAの主張

に主張してきました。 にあたらない理由について、 DeNAは、この条項が不当条項 次のよう

誤って適用した場合には、 に基づく合理的な判断を前提とする。 責規定ではない。 前提となるから、 債務不履行や不法行為がないことが とになる。7条3項は当社の措置に てその措置は7条1項に基づく措置 また、7条1項の適用をDeNAが 断するわけではなく、合理的な資料 る規定であって、7条1項の適用は とはいえず、 c、e号も当社が全く自由な裁量で判 7条3項は、7条1項を前提とす 7条3項の適用はないこ 損害賠償責任の免 結果とし

場合に限った規定で、その場合には 客観的に正しく7条1項を適用した Aは、7条3項については、「当社が わかりにくいのですが要は、DeN

> れず、結果として損害は賠償されるかった場合には、7条3項は適用さ る。」「正しく7条1項の適用をしな損害を賠償しないという規定であ 法8条に違反しない。」 のだから、7条3項は、消費者契約 と主張したの

(4)DeNAの主張の問題点

段階で、このような主張をすること による限定解釈などといわれ、個別 になってしまいます て機能する条項がそのまま残ること によって敗訴を免れ、不当条項とし られると、事業者は訴訟等になった を事業者が主張することが広く認め 法として一般的に用いられています。 の訴訟では、結論の妥当性を図る手 うとするものです。 ることによって不当条項性を免れよ 用される範囲を自ら限定的に解釈す DeNAのこの主張は、条項が適 しかし、差止請求訴訟でこの手法 合理的意思解釈

能しない結果となってしまうのです。差し止め請求訴訟自体がほとんど機 さらに言うと、 適格消費者団体の

消費者契約法3条

は、 の消費者契約の内容が、 たっては、消費者の権利義務その他 また、 「消費者契約の条項を定めるにあ 消費者契約法3条1項1 その解釈に 岩

> べ るような解釈は不明確で採用できな 趣旨からいっても、DeNAの主張す れています。なくす会は、この条項の ついて疑義が生じないほど明確なもの になるよう配慮すること」と定めら と主張しました。 かつ、 消費者にとって平易なもの

控訴判決の内容

NAの控訴を棄却しました。 差止請求を認めた原審を維持し、De 解釈は極力控えるべきであるとして 不当条項を免れるための合理的限定 契約法第3条ー項の趣旨を原審より 条項に該当する)に加えて、 的に解釈することは許されず、不当 差止請求制度の趣旨に照らして限定 理由(著しく不明確な意味の条項は 会の全面勝訴といえる判決です。 も強調し、 訴と判断したさいたま地裁判決)の 東京高裁は、原審(なくす会の勝 消費者契約においては、 消費者 なくす

判決の意義

ら逃れようとすることを原則として 許されないことを端的に指摘していま よって、不当条項であるという指摘か 味を意図的に狭く解釈することに この判決は、 し、DeNAの主張が通って 事業者が、 条項の意

> ができて、 ころで、無事勝訴を確定させること 求訴訟はほとんど機能しなくなると 適格消費者団体による差止請 ほっとしています。

を改善してもらうことを期待していま にこの判決を指摘して自主的に条項 だ多くあります。このような事業者 うな条項を使用している事業者はま を取りやめました。 なお、DeNAは、 この条項の使用 ただし、 似たよ

きています。 実際に条項を改めた事業者もでて す

終わりに

きたいと思います。 害の事前予防被害回復に尽力してい 私もなくす会の一員として、消費者被 費者団体に情報を提供してください。 者被害をなくす会」や地元の適格消 どの疑いがある場合には、 す。 応援してもらえるとたいへん嬉しいで 者団体の活動に関心をもってもらい みなさまにもこういった適格消費 また、不当な条項や不当勧誘な 「埼玉消費

